

# 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の改正について

令和6年6月  
経済産業省  
鉱山・火薬類監理官付

## 1. 改正の背景

### (1) 火薬類取扱所に係る改正

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な7項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受け、令和6年3月に開催された中央鉱山保安協議会において、鉱山保安法令に関する規制について、見直しを要する条項とされた計21項目（目視規制6、定期検査11、常駐専任3、書面掲示1）の対応方針について審議した。この結果を踏まえ、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うもの。  
※見直しが必要な条項については、本省令の改正に加え、鉱山保安法施行規則の改正、通知文による解釈の明確化により対応する。

### (2) 掘削バージに係る改正

船舶に関する2つの国際条約（AFS条約（2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約）、MARPOL条約（1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書））が改正され、船舶に使用される塗料や燃料中の硫黄分についての基準が改正されたことから、国土交通省は、船舶に関する関連規定を改正した。

今般、船舶と同様に海中で使用される掘削バージについても、これら2つの国際条約改正に対応するため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うものである。

### (3) 条ずれ等に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において引用している他法令で条項の番号がずれる等の改正（施行済み）があったこと、また、日本産業規格Z1601において、貯蔵タンクに係る名称変更があったことを踏まえ、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部について改正を行うものである。

## 2. 改正の概要

### (1) 火薬類取扱所に係る改正

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第40条（火薬類取扱所）に掲げる「見張人」は、デジタル技術の活用等により見張人の業務と同等以上の措置を講じる場合は、見張人の配置は免除できるよう改める。

## (2) 掘削バージに係る改正

AFS 条約の改正（2023 年 1 月発効）により、船舶塗料へのシブトリンの使用が制限されたため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 18 条第 7 項第 2 号で定める掘削バージの防汚方法にシブトリンの使用をしないことを追加する。

また、MARPOL 条約の改正（2020 年 1 月発効）により、船舶燃料油中の硫黄分の基準が強化（上限値を 3.50 質量百分率から 0.50 質量百分率に引き下げ）されたため、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 18 条第 7 項第 4 号で定める掘削バージで使用する燃料油の硫黄含有率が 0.5 質量百分率を超えないものとするように改める。

## (3) 条ずれ等に係る改正

大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則、瀬戸内海環境保全特別措置法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令において条項の番号がずれる等の改正

（施行済み）があったことにより、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 5 条第 3 号の 2、同条第 3 号の 3、同条第 11 号、同条第 21 号、第 6 条第 3 項における条ずれ等の修正を行う。また、同省令第 35 条第 2 項第 3 号イにおいて「日本産業規格 Z-601（液体用鋼製ドラム）」を「日本産業規格 Z-601（鋼製タイトヘッドドラム）」と改める。